本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道112号（以下「本路線」という。）は、山形市を起点とし、寒河江市、鶴岡市等を経由して、酒田市に至る延長約171㎞の主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、山形市の既成市街地を通過し、高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線の山形中央インターチェンジへのアクセス道路になっており、地域住民による地域内交通と物流等による通過交通に広く利用されている。

しかしながら、現道は自動車交通量が多いにもかかわらず２車線の道路であることから、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、山形市城北町地内で17,631台／日であり、混雑度は1.91となっている。

本件事業の完成により、現道が４車線に拡幅されることから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成24年10月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）及び環境省レッドリストにより、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、山形県教育委員会と協議を行い、記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第１級の規格に基づき、現道を４車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成10年４月14日に都市計画決定された都市計画と、交差点部の隅切りを除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、現道は自動車交通量が多く、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生し、交通事故も多発していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、山形市長を会長とする一般国道112号（山形市・寒河江市間）整備促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　山形県山形市役所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　山形県山形市大手町、錦町、城北町一丁目及び城北町二丁目地内

○国土交通省告示第三百四十一号

昭和四十七年建設省告示第七百七十二号をもつて公示した大滝ダムの建設に関する基本計画に基づいて実施した紀の川水系の大滝ダムの建設は、平成二十五年三月三十一日に完了したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第十四条の規定により、公示する。

平成二十五年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

○国土交通省告示第三百四十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第１項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十五年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道33号改築工事（高知西バイパス・高知県吾川郡いの町枝川字椋地内から同町波川字五百地地内まで）並びにこれに伴う町道及び農業用水路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　高知県吾川郡いの町枝川字椋、字森山、字揚土、字ヨシカ中、字籠谷、字松原、字峯ノ岡、字前田、字福ノ岡及び字神ノ谷並びに字茗荷谷奥、字坂口、字大谷、字神母崎、字平岩ノ上、字東谷、字南谷奥、字黒岩谷、字黒岩谷ノ上、字三ツ森、字シンサキ、字三世庵、字菖蒲谷ノ上、字菖蒲谷、字岩神、字岩神ノ上、字奥名、字奥名西、字城山、字山本、字天神山、字天神南、字西森、字砂森及び字出来地並びに大内字城ケ谷山、字ウツシリ、字トイ道添、字トイノ奥、字カトタ、字貢山、字ソエ、字ハキ原、字ハイバラ及び字エソエ、鎌田字長田、字西山及び字石カマタ並びに波川字ウワシカ谷、字月田、字六月バタ、字南松崎、字ヒガンデン、字南松崎北分、字マカリタ、字コクワ橋、字ミソタ、字西山坂ノ下、字ハリギ、字シヤリコウ、字ドイカハナ、字フカ及び字五百地地内